

最低制限価格の設定について

最低制限価格については、「八千代市最低制限価格取扱要領」に基づき算定を行いますが、本工事におけるスクラップ控除に係る費用の扱いについては、以下のとおり算定を行います。

【最低制限価格 算定方法】

予定価格算出の基礎となった次の①から④に掲げる額の合計より、⑤スクラップ控除に係る費用を減じた額（１円未満は切上げ）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額
- ⑤ スクラップ控除に係る費用

※ 最低制限価格＝（{①＋②＋③＋④}－⑤）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額